

令和6年
「年末の交通事故防止運動」推進要綱

目 的

この運動は、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

令和6年12月1日(日)から12月31日(火)までの1か月間

運動の重点

- 自転車等の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進
- 夕暮れ時及び夜間の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

スローガン

- 身につけよう 交通ルールと ヘルメット
令和6年使用「交通安全年間スローガン」(内閣総理大臣賞)
- 反射材 光って気づいて 事故防止
令和6年使用「交通安全年間スローガン」(全日本交通安全協会会長賞)
- 飲みません 今日私は私が ハンドルキーパー
令和6年使用「交通安全年間スローガン」(全日本交通安全協会会長賞)

運動の進め方

年末にかけて、自転車乗用中の交通事故死者・重傷者、夕暮れ時及び夜間の交通事故死者・重傷者及び飲酒運転による交通事故死者・重傷者が増加傾向にあることから、府民一人ひとりが交通ルールを守り、安全な交通行動を実践し、交通事故の防止に寄与するよう効果的に運動を展開する。

- ポスター、スポット放送、ホームページ、SNS等を活用した効果的な広報啓発活動を行う。
- 市(区)町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。

12月の府内一斉交通安全指導日等

12月8日(日) ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

12月15日(日) 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日
高齢者交通事故ゼロの日
シートベルト着用徹底の日

12月20日(金) めいわく駐車・放置自転車追放デー
ノーマイカーデー

自転車等の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進

大阪府内における過去5年間の交通事故死者・重傷者数を状態別で見ると、自転車乗用中が最も多く全体の35.7%を占めており、また、年末にかけて増加する傾向にある。

一方で、自転車乗用中の交通事故死者・重傷者数を原因別で見ると、自転車側の79.7%に何らかの原因(交通違反)が認められ、また、自転車の乗車用ヘルメットの着用については、交通事故の際に頭部への被害を軽減する効果があることは周知の事実であるが、本年7月の調査では、大阪府のヘルメット着用率は僅か5.5%であり、全国ワーストという結果であった。

このような状況のなか、本年11月1日に改正道路交通法が施行され、自転車運転中のいわゆる「ながらスマホ」に対して罰則が強化されたほか、自転車の酒気帯び運転や酒類提供等の幫助行為に対しても新たに罰則が整備された。

加えて、昨年7月1日の改正道路交通法施行により、特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されているが、特定小型原動機付自転車乗車中の交通事故負傷者数のうち、84.8%に何らかの原因(交通違反)が認められ、ヘルメットの着用率についても僅か6.1%であった。

このため、自転車及び特定小型原動機付自転車の利用者に対して、法改正の内容を含めた自転車等の交通ルールの遵守及び乗車用ヘルメットの着用に向けた広報啓発を行う必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

- 「自転車安全利用五則」に定められた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗りの禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 改正道路交通法の規定(自転車の「ながらスマホ」及び酒気帯び運転に対する罰則)についての周知の徹底
- 傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- 自転車を利用した配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等の周知及び遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 自転車利用者及び特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進

◆ 広報・実践促進事項

● 自転車に乗るときは

- 大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。
- 自転車は原則、車道の左側端に寄って通行しましょう。
- 歩道は歩行者が優先です。自転車の歩道通行が認められている場合でも、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。
- 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全確認を徹底しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- 未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。
- 未就学児2人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。
- 万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

● 特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 運転免許は不要ですが、運転できるのは16歳以上ですので注意しましょう。
- 信号無視、一時不停止、運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り、飲酒運転等は禁止です。絶対にやめましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、車道の左側端に寄って通行しましょう。
- 右左折時は必ず指示器を出し、右折時は二段階右折を徹底しましょう。
- 特例特定小型原動機付自転車の条件(最高速度表示灯を点滅させること、時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと等)を満たす場合は、歩道(「特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」の道路標識等が設置されている歩道に限る。)や路側帯(左側に設けられた路側帯に限る。歩行用路側帯を除く。)を通行することができます。
ただし、歩道を通行する際は、歩道の車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。また、路側帯を通行する際も、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。

● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、高年(齢)者交通安全リーダー等は、自転車利用者及び特定小型原動機付自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対して交通ルールを遵守するよう指導を徹底し、乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。
- フードデリバリー関係事業者等は、自転車配達員を対象に交通ルール遵守についての指導を徹底し、乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者やシェアリング事業者等は、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づき、購入者や利用者に対する年齢確認や交通ルールの周知等の交通安全対策を徹底しましょう。

● 家庭では

- 自転車や特定小型原動機付自転車の正しい乗り方について話し合い、交通ルールを守りましょう。
- 自転車や特定小型原動機付自転車を運転中の「ながらスマホ」の危険性について家族で話し合いましょう。
- 自転車に反射材用品等を取り付け、夜間の交通事故防止に努めましょう。
- 万一の交通事故に備え、自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車乗用中の交通事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。
- 自転車や特定小型原動機付自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

大阪府内の薄暮時間帯(日の入り時刻の前後1時間)及び夜間の交通事故死者・重傷者数は、過去5年累計で見ると12月に増加傾向にあり、また、薄暮時間帯及び夜間における交通事故死者数を状態別で見ると、いずれも「歩行者」が最も多く、うち高齢者の構成率は、薄暮時間帯が71.4%、夜間は66.1%を占めている。

一方で、過去5年間ににおける高齢歩行者の死者・重傷者数を原因別で見ると、高齢者側にも横断方法に関する違反等が認められる。

このような状況を踏まえ、高齢者をはじめとする歩行者に重点を置き、交通ルールの遵守と反射材用品等の着用を呼び掛けるとともに、車両の運転者に対しては早めのライト点灯やハイビームの活用を呼び掛ける広報啓発を行い、夕暮れ時及び夜間の交通事故防止を図る必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

- 夕暮れ時及び夜間は歩行者の交通事故死者数が多いという特徴を踏まえた交通安全教育の推進
- 信号の遵守、道路横断時の安全確認の重要性に関する交通安全教育の推進
- 歩行者等に対する明るい目立つ色の衣服等や反射材用品等の効果を理解させる交通安全教育等の推進
- 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時における早めの前照灯の点灯を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 歩行者は

- 信号等の交通ルールを遵守し、道路を横断するときは横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を渡る時は、ドライバー等に目と手で合図(ハンドサイン)を送って意思疎通を図り、安全を確認してから渡りましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の衣服やリフレクターウエアを着用し、反射材用品等を活用しましょう。

● 自転車利用者は

- 夕暮れ時や夜間は、周囲に自分の存在を知らしめるためにも前照灯を点灯しましょう。
- 日頃から点検整備を行い、反射材用品等を取り付けた自転車を利用しましょう。

● ドライバーは

- 夕暮れ時は早めに前照灯を点灯し、夜間は適切にハイビームを活用しましょう。
- 横断歩道では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。
- 横断歩道では、歩行者に目と手で合図(ハンドサイン)をし、歩行者優先を徹底しましょう。
- 通話や画面注視など、スマートフォン等を使用しながらの運転はやめましょう。

● 地域・職場では

- 自治会、老人クラブ等において、夕暮れ時や夜間の交通事故発生状況について周知し、高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。
- 夜間に徘徊し、乱横断等をする高齢歩行者に対して積極的な声掛けをしましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、早めの前照灯の点灯とハイビームの活用、歩行者への思いやり運転について指導を徹底しましょう。

● 家庭では

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の衣服やリフレクターウエアを着用し、反射材用品等を活用するようお互いに注意し合いましょう。
- 身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族等で話し合いましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故は未だに後を絶たず、過去5年累計で見ると、特に12月は飲酒運転による交通事故死者・重傷者が増加する傾向にある。

また、道路交通法上、酒気を帯びて車両を運転することは禁止されており、自転車の酒酔い運転をした者に対しては、自動車と同様の罰則が科せられることとなる一方で、自転車の酒気帯び運転をした者に対しては罰則の対象外となっていたが、本年11月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の酒気帯び運転及びその幫助行為(酒類提供、車両提供、同乗)に対して新たに罰則が整備された。

加えて、昨年7月1日の改正道路交通法施行により、特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められているが、特定小型原動機付自転車の飲酒運転による交通事故も発生している。

このような状況を踏まえ、飲酒の機会が増える年末の時期を捉えて、自転車や特定小型原動機付自転車を含め「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させ、飲酒運転を根絶させる必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

- 本年11月の改正道路交通法施行により、自転車の酒気帯び運転やその幫助行為(酒類提供・車両提供・同乗)に対して新たな罰則が整備されたことを周知する広報啓発の推進
- 自転車や特定小型原動機付自転車を含め、「飲酒運転は犯罪」という意識醸成に向けた広報啓発の推進
- 地域、職場等における飲酒運転根絶への取組の推進及び交通事故被害者等の声を反映した広報啓発等を通じた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- 自動車運送事業者等による運転前後のアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

◆ 広報・実践促進事項

● 自転車を含む車両の運転者は

- 「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。
- 自転車や特定小型原動機付自転車も含め飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

● 地域・職場では

- 地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、自転車を含めた飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみでの取組を実施しましょう。
- 自転車を含め、飲酒運転をするおそれのある人にお酒を勧めたり、車を貸すこと、飲酒運転の車に乗せてもらうことが犯罪であることを周知しましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、飲酒運転の危険性等について教育し、安全運転を徹底させましょう。
- 同僚、友人や隣人同士などがお互いに飲酒運転防止を呼び掛けましょう。

● 家庭では

- 自転車の酒気帯び運転やその幫助行為である酒類提供、車両提供、同乗も罰則の対象であることを周知しましょう。
- 飲酒運転がもたらす、自分や家族の将来に甚大な影響を及ぼす結果について話し合いましょう。
- 飲酒した家族等が車両を運転することのないようお互いに注意しましょう。
- 「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を合言葉のもと、お互いに注意し合いましょう。

大阪府内における自転車等の交通事故発生状況

◆ 自転車の交通事故発生状況

○ 自転車の交通事故発生状況

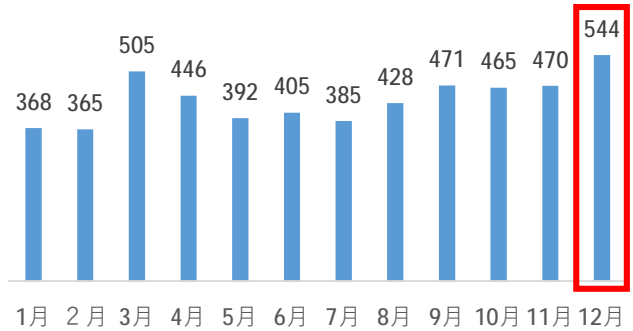
(令和6年9月末・確定値)

区分	年		前年対比	
	令和6年	令和5年	増減数	増減率
件数	6,394 (35.3%)	6,494 (34.7%)	-100	-1.5%
死者数	24 (27.3%)	29 (26.1%)	-5	-17.2%
負傷者数	6,202 (29.5%)	6,331 (29.1%)	-129	-2.0%
重傷者数	820 (38.7%)	801 (36.8%)	+19	2.4%

※ 件数は関連件数（1当又は2当）。死者数、負傷者数は自転車自身の死傷者数を計上。（ ）内は全事故に占める構成率を示す。

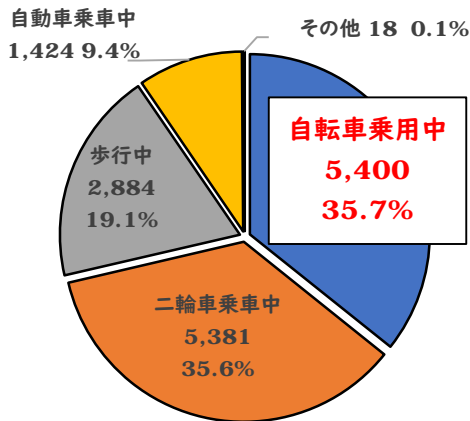
○ 月別自転車乗用中の交通事故死者・重傷者数

(令和元年～令和5年累計)

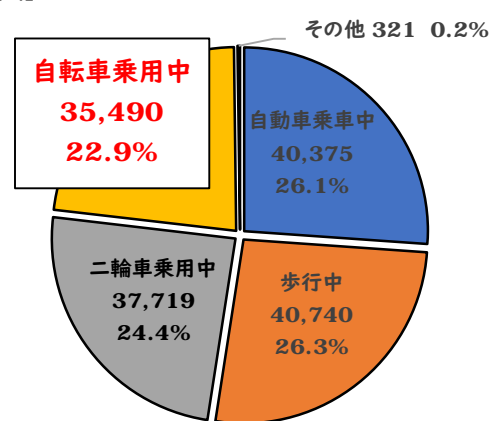


○ 状態別死者・重傷者数の構成率 (令和元年～令和5年累計)

【大阪】

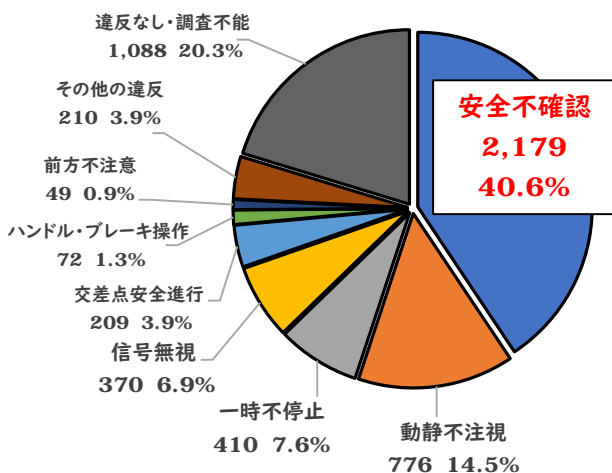


【全国】



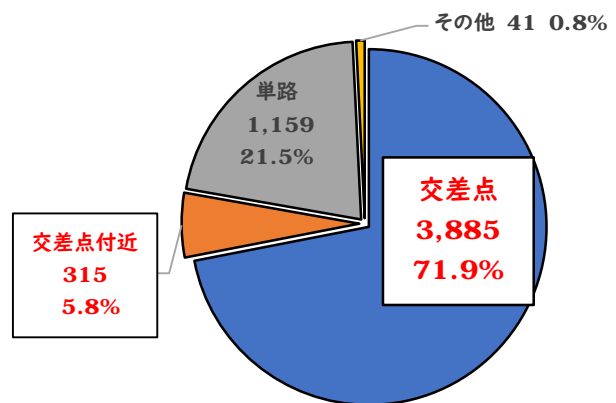
○ 原因別（違反別）死者・重傷者数

(令和元年～令和5年累計)



○ 道路形状別死者・重傷者数

(令和元年～令和5年累計)



※ 自転車（1当+2当）自身の死者・重傷者数を計上。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



大阪府内における自転車等の交通事故発生状況

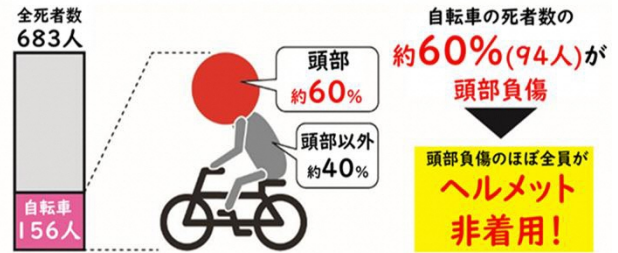
○ ヘルメット着用状況別の致死率

(令和元年～令和5年累計)



○ 交通事故死者の主要損傷部位

(令和元年～令和5年累計)



◆ 特定小型原動機付自転車の交通事故発生状況

○ 特定小型原動機付自転車の交通事故発生状況

令和5年7月1日から 令和6年9月末まで(累計)	
件数	53
死者数	0
負傷者数	33
重傷者数	10

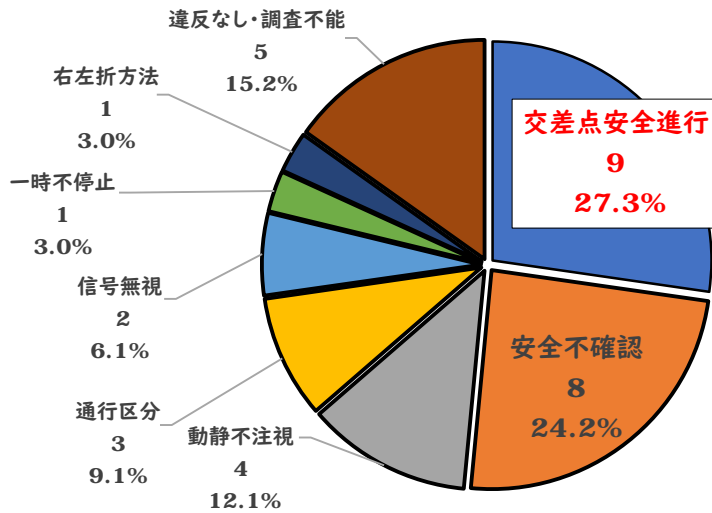
ヘルメット
かぶろうな!



©2014 大阪府もずやん

※ 件数は関連件数(1当又は2当)。死者数、負傷者数は特定小型原動機付自転車自身の死傷者数を計上。

○ 原因別(違反別)負傷者数(令和5年7月1日～令和6年9月末累計)



※ 特定小型原動機付自転車(1当+2当)自身の負傷者数を計上

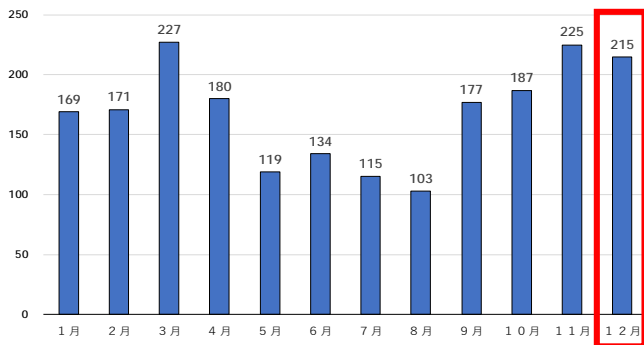
○ 交通事故負傷者のヘルメット着用状況(令和5年7月1日～令和6年9月末累計)

	ヘルメット着用者	ヘルメット非着用者	ヘルメット着用率
負傷者	2	31	6.1%
重傷者	0	10	0.0%

大阪府内における薄暮時間帯・夜間の交通事故発生状況

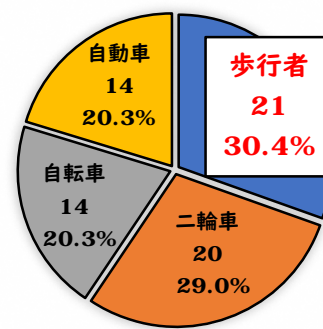
○ 薄暮時間帯の月別死者・重傷者数

(令和元年～令和5年累計)



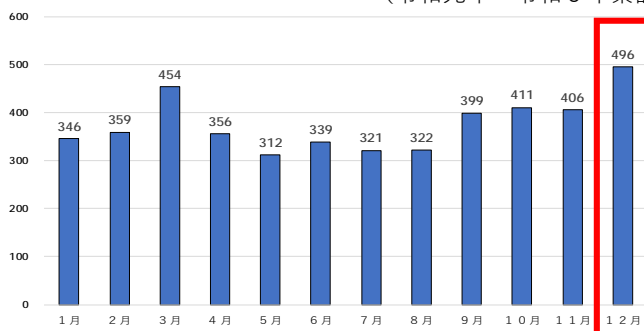
○ 薄暮時間帯の状態別死者数

(令和元年～令和5年累計)



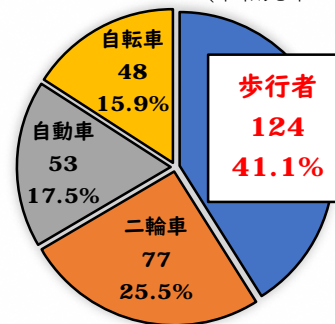
○ 夜間の月別死者・重傷者数

(令和元年～令和5年累計)



○ 夜間の状態別死者数

(令和元年～令和5年累計)



○ 薄暮時間帯・夜間における歩行者の死者数に占める高齢者の構成率 (令和元年～令和5年累計)

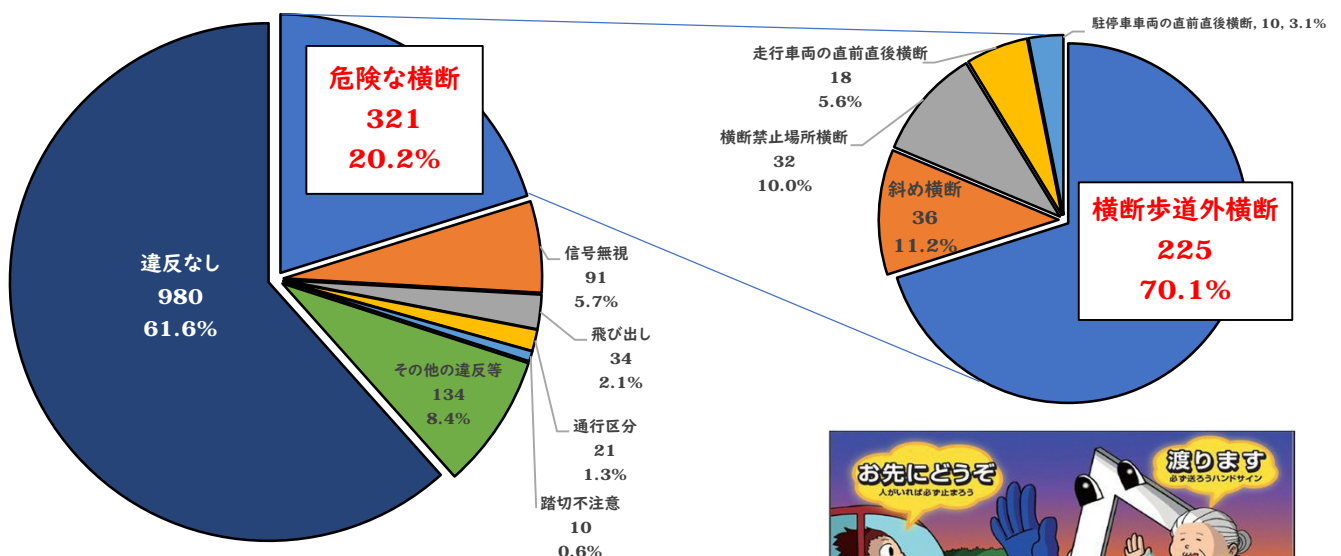
【薄暮時間帯】

死者数	高齢者	
	人数	構成率
21	15	71.4%

【夜間】

死者数	高齢者	
	人数	構成率
124	82	66.1%

○ 高齢歩行者の原因別 (違反別) 死者・重傷者数 (令和元年～令和5年累計 (昼間・夜間))



大阪府内における飲酒運転による交通事故発生状況

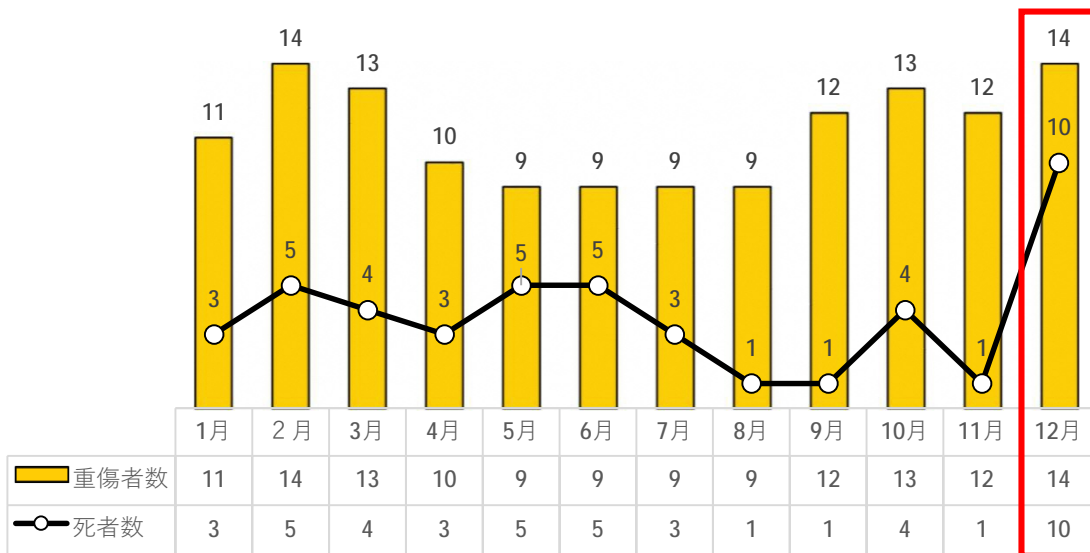
○ 飲酒運転による交通事故発生状況（平成26年～令和5年）

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	236	192	191	207	181	174	151	131	159	159
死亡事故件数	6	10	11	12	6	13	9	8	8	5
死者数	6	10	11	12	6	14	9	8	9	5
負傷者数	347	264	251	269	230	233	214	169	209	206
重傷者数	35	28	20	31	16	33	23	21	27	31

※ 1当原付以上飲酒ありの件数とその事故により生じた死傷者数を計上

○ 飲酒運転による月別の交通事故死者・重傷者数（令和元年～令和5年累計）

12月は死者・重傷者数が増加傾向にある。



※ 1当原付以上飲酒ありの事故により生じた死者・重傷者数を計上

○ 特定小型原動機付自転車の飲酒運転による交通事故件数（令和5年7月1日～令和6年9月末累計）

交通事故件数	飲酒運転による交通事故件数	53	4	構成率
	7.5%			

※ 1当特定小型原動機付自転車の飲酒ありの件数を計上

ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動。

